

児童虐待は 人権侵害です!

「児童虐待の防止等に関する法律」 (児童虐待防止法)

「児童虐待防止法」の主な内容は次のとおりです。

- 児童虐待は人権侵害です。(第1条)
- 児童虐待の種類は、次の四分類となっています。(第2条)



【児童家庭支援センター】

児童家庭支援センターは、関係機関と連携等することにより夜間・緊急時にも対応する相談機関です。

- 概要**
- 地域の子どもの福祉に関する様々な問題について、子どもや家庭から24時間体制で相談を受けています。
 - 相談料は無料です。(ただし、電話相談の場合は、通話料は相談者の負担となります。)

機関の名称	住所	電話番号	管轄区域	相談日	相談時間
エンゼルキッズこども家庭支援センター	北広島市中央4丁目5番地7	011-372-8341	石狩(札幌市を除く)、後志総合振興局管内	毎日	24時間
児童家庭支援センターくるみ	函館市亀田中野町38番地11	0138-46-4178	渡島総合振興局、檜山振興局管内		
光が丘子ども家庭支援センター	岩見沢市春日町2丁目3-7	0126-22-4486	空知総合振興局管内		
美深子ども家庭支援センター	中川郡美深町敷島283番地	01656-9-2500	上川、宗谷総合振興局、留萌振興局管内		
子ども家庭支援センター オホーツク	紋別郡遠軽町生田原伊吹46番地3	0158-45-3211	オホーツク総合振興局管内		
日高子ども家庭支援センター	浦河郡浦河町向別470	0146-24-4050	胆振総合振興局、日高振興局管内		
十勝子ども家庭支援センター	帯広市東9条南2丁目1番地9	0155-22-3322	十勝総合振興局管内		
釧路こども家庭支援センター	釧路市旭町16-5	0154-32-1150	釧路総合振興局、根室振興局管内		
興正こども家庭支援センター	札幌市北区新琴似4条9丁目1番1号	011-765-1000	札幌市内		
羊ヶ丘児童家庭支援センター	札幌市豊平区月寒東1条17丁目4番33号	011-854-2415			
札幌南こども家庭支援センター	札幌市南区藤野6条2丁目427番地4	011-591-2200			
札幌乳児院児童家庭支援センター	札幌市白石区川北2254番地1	011-879-6264			

【教育相談】

いじめ・不登校などの学校教育に関する悩みや、育児・しつけなどの家庭教育に関する悩みについて教育相談を行っています。

北海道立教育研究所(いじめ・不登校などの教育相談)	☎0120-3882-86 月～金 10時～17時	☎0120-3882-56 毎日 24時間
---------------------------	------------------------------	--------------------------

【少年相談110番】

非行、不良行為、犯罪等の被害その他、少年の健全育成に関する相談

北海道警察本部少年サポートセンター(非行などの少年相談)	☎0120-677-110 月～金 8時45分～17時30分
------------------------------	-----------------------------------

【家庭児童相談室】

家庭における子どもの養育や、その他家庭児童福祉の向上を図るため、「家庭児童相談室」を設置し、家庭相談員などが、養育等について相談を受けています。

機関の名称	所在地	電話番号	相談日	相談時間
空知総合振興局 家庭児童相談室	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0200	月～金	8時45分～17時30分
石狩振興局 家庭児童相談室	札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館	011-231-4111		
後志総合振興局 家庭児童相談室	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1300		
胆振総合振興局 家庭児童相談室	室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル	0143-24-9900		
日高振興局 家庭児童相談室	浦河郡浦河町栄丘東通56	0146-22-9030		
渡島総合振興局 家庭児童相談室	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9400		
檜山振興局 家庭児童相談室	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6500		
上川総合振興局 家庭児童相談室	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5900		
留萌振興局 家庭児童相談室	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8404		
宗谷総合振興局 家庭児童相談室	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2516		
オホーツク総合振興局 家庭児童相談室	網走市北7条西3丁目	0152-41-0603		
十勝総合振興局 家庭児童相談室	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9005		
釧路総合振興局 家庭児童相談室	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9100		
根室振興局 家庭児童相談室	根室市常盤町3丁目28番地	0153-24-0257		

【児童相談所一覧】

機関名	所在地	電話番号	管轄区域
北海道中央児童相談所	札幌市中央区円山西町2丁目1-1	011-631-0301	石狩振興局(札幌市を除く)、後志総合振興局管内
北海道旭川児童相談所	旭川市10条通11丁目	0166-23-8195	上川総合振興局、留萌振興局管内
北海道旭川児童相談所稚内分室	稚内市潮見1丁目11番地	0162-32-6171	宗谷総合振興局管内
北海道帯広児童相談所	帯広市東1条南1丁目1番2	0155-22-5100	十勝総合振興局管内
北海道釧路児童相談所	釧路市桜ヶ岡1丁目4番32号	0154-92-3717	釧路総合振興局、根室振興局管内
北海道函館児童相談所	函館市中島町37-8	0138-54-4152	渡島総合振興局、檜山振興局管内
北海道北見児童相談所	北見市東陵町36-3	0157-24-3498	オホーツク総合振興局管内
北海道岩見沢児童相談所	岩見沢市鳩ヶ丘1丁目9-16	0126-22-1119	空知総合振興局管内
北海道室蘭児童相談所	室蘭市寿町1丁目6-12	0143-44-4152	胆振総合振興局、日高振興局管内
札幌市児童相談所	札幌市中央区北7条西26丁目札幌市児童福祉総合センター内	011-622-8630	札幌市内

【全国共通ダイヤル】 次の番号にダイヤルすると、管轄の児童相談所につながります。

0570-064-000	
市町村	お住まいになっている市町村の児童相談担当窓口へ申し出てください

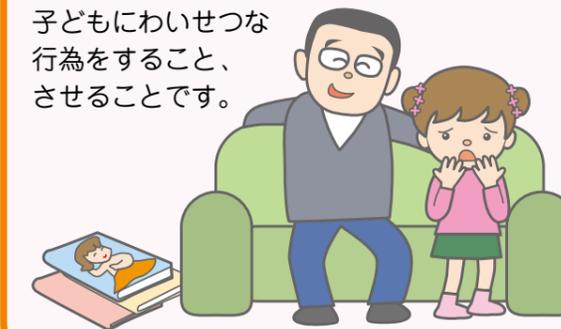
身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命に危険をおよぼすような行為をすることです。



性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、させることです。



ネグレクト(養育の怠慢・拒否)

子どもの心身の健やかな発達をそこなうなどの不適切な養育、監護の怠慢、あるいは子どもの安全に対する重大な不注意や無関心をいいます。



保護者以外の同居人の虐待行為を放置した場合も同様となります。



心理的虐待

ことばによるおどかしや拒否的態度などで子どもの心を傷つける行為のことです。



児童の目の前でドメスティックバイオレンスが行われることも同様となります。



●国と地方公共団体の責務が規定されています。(第4条)

- ①児童虐待の 予防 及び 早期発見
- ②虐待を受けた児童の迅速かつ適切な 保護 ・ 自立支援
- ③児童虐待を行った保護者に対する適切な指導及び支援

を行うため

- 関係機関及び民間団体の連携の強化
 - その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備
- に努めなければならない



●業務上関係のある団体も早期発見に努めることが明確にされています。(第5条)

早期発見



団体 学校、児童福祉施設、病院、その他児童の福祉に業務上関係のある団体

個人 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、その他児童の福祉に職務上関係のある者

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない



●児童虐待に係る通告義務と、市町村、児童相談所などが通告先として規定されています。(第6条)



虐待を受けたと思われる児童を発見した者は

すみやかに

市町村、都道府県の設置する福祉事務所、もしくは児童相談所に通告しなければならない。

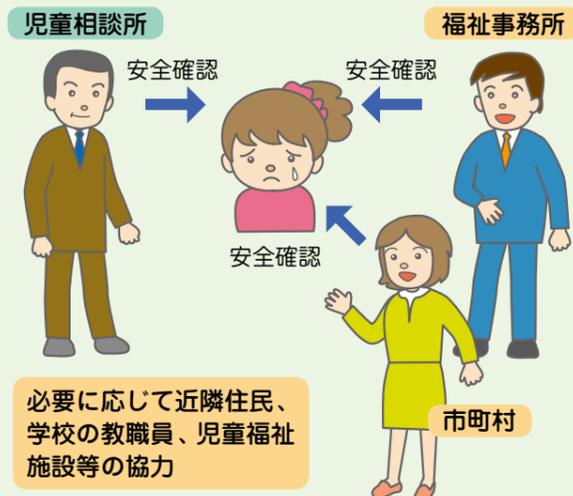
- 通告先**
- 市町村
 - 総合振興局(振興局)の福祉事務所
 - 児童相談所



●市町村、福祉事務所が通告を受けた場合における安全確認等の対応が規定されています。(第8条・第9条)

●児童相談所は虐待を受けているおそれのある児童の安全確認又は安全確保のため、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求めたり、状況に応じて立入調査をすることができます。

●また、保護者が正当な理由がなく出頭要求や立入調査を拒否したときは、保護者に対し、児童を同伴しての再出頭要求を求め、それでも拒否したときは、児童の住所又は居所を管轄する地方裁判所等の裁判官の発行する許可状により、児童相談所の職員等は児童の住所又は居所を臨検し、児童を捜索することができます。



必要に応じて近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設等の協力

●警察署長に対する援助要請等が明確にされています。(第10条)

児童相談所長 援助要請 → 警察署長

児童の安全確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に援助を求めなければならない。



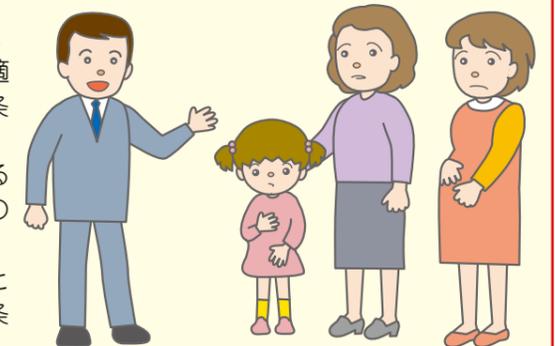
「児童福祉法」

「児童福祉法」の主な内容は次のとおりです。

●要保護児童対策地域協議会の支援の対象

地域協議会が支援の対象とする児童等は次のとおりです。

- 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(「要保護児童」)(法第6条の3第8項)及びその保護者
- 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(「要支援児童」)(法第6条の3第5項)及びその保護者
- 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(「特定妊婦」)(法第6条の3第5項)



●要保護児童対策地域協議会の機能

- 市町村が実施する乳児全戸訪問事業、養育支援訪問事業との連携により、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに支援の内容に関する協議を行うこととされています。
- このようなことから、虐待の未然防止、早期発見・早期対応などを含めて市町村における要保護児童対策地域協議会の役割が大きくなっています。
- また、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務が課せられています。



●被措置児童等虐待(施設内虐待の防止)(法第33条の10)

児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等、施設内虐待の防止のための規定が設けられています。

●要保護児童対策地域協議会の設置(第25条の2)

●要保護児童対策地域協議会の設置

●児童虐待の未然防止や早期発見等のためには、市町村、児童委員、保育所、幼稚園、学校、教育委員会、保健センター、警察、医療機関、児童家庭支援センター、保健所、児童相談所など地域の関係機関・団体や関係者が連携して取り組んでいくことが重要なことから、こうした関係機関等の連携・協力がさらに促進されるよう「要保護児童対策地域協議会」を市町村に設置することとされています。

